

令和6年度多摩市国民健康保険税計算シート

	所得額 (収入額ではありません)	基礎控除を差引く※	所得割基礎額 (マイナスの場合は0円)
世帯主 A の所得額	(A) 3,000,000 円	(A)-430,000 円→	(A') 2,570,000 円
被保険者 (加入者) B の所得額	(B) 800,000 円	(B)-430,000 円→	(B') 370,000 円
被保険者 (加入者) C の所得額	(C) 0 円	(C)-430,000 円→	(C') 0 円
被保険者 (加入者) D の所得額	(D) 0 円	(D)-430,000 円→	(D') 0 円
被保険者 (加入者) E の所得額	(E) 円	(E)-430,000 円→	(E') 円
40~64歳の方の人数と所得額 (A' ~E' の計) (世帯主 A が加入していない場合、A' は除く)		人数 (F) 1 人	(H') 2,570,000 円
加入者全員の人数と所得額 (A' ~E' の計) (世帯主 A が加入していない場合、A' は除く)		人数 (G) 4 人	(J') 2,940,000 円

世帯の総所得額  
 $(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$   
 = (K) 3,800,000 円

軽減判定額の計算  
 世帯主 (加入していない世帯主含む) と加入者のうち、給与+年金の所得が1円以上の方の数  
 (L) 2 人

● 7割軽減:  $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times [(L) - 1]$  (マイナスの場合は0)  
 = (M) 53 万円

● 5割軽減:  $29.5 \text{万円} \times \text{加入者の人数 (G)} + (M)$   
 = (N) 171 万円

● 2割軽減:  $54.5 \text{万円} \times \text{加入者の人数 (G)} + (M)$   
 = (P) 271 万円

※ 所得額が2400万円超の方は、基礎控除額が変わるため、このシートで計算できません。

所得割額と均等割額を計算

医療分 (J')	2,940,000 円	× 5.81% +	(T) 117,200 円	=	(W) 288,014 円
後期分 (J')	2,940,000 円	× 1.89% +	(U) 48,000 円	=	(X) 103,566 円
介護分 (H')	2,570,000 円	× 1.68% +	(V) 12,200 円	=	(Y) 55,376 円

医療分 (W)	288,014 円	→ (百円未満切捨) →	(W') 288,000 円
後期分 (X)	103,566 円	→ (百円未満切捨) →	(X') 103,500 円
介護分 (Y)	55,376 円	→ (百円未満切捨) →	(Y') 55,300 円

それぞれの税額が限度額を超えた場合【(W) > 65万円、(X) > 24万円、(Y) > 17万円】(W')は65万円、(X')は24万円、(Y')は17万円になります。

参考)	令和6年度多摩市の国保税率等		
	所得割率	均等割額	限度額
医療	5.81%	29,300 円	650,000 円
後期	1.89%	12,000 円	240,000 円
介護	1.68%	12,200 円	170,000 円

国民健康保険税の年税額 (W') + (X') + (Y')

446,800 円

所得による軽減判定

(K) ≤ (M) の場合 (7割軽減)	(K) ≤ (N) の場合 (5割軽減)
医療均等割 (Q) 8,790 円	医療均等割 (Q) 14,650 円
後期均等割 (R) 3,600 円	後期均等割 (R) 6,000 円
介護均等割 (S) 3,660 円	介護均等割 (S) 6,100 円
(K) ≤ (P) の場合 (2割軽減)	(K) > (P) の場合 (軽減なし)
医療均等割 (Q) 23,440 円	医療均等割 (Q) 29,300 円
後期均等割 (R) 9,600 円	後期均等割 (R) 12,000 円
介護均等割 (S) 9,760 円	介護均等割 (S) 12,200 円

均等割額の計算

医療分 (Q)	29,300 円	× (G) 4 人 =	(T) 117,200 円
後期分 (R)	12,000 円	× (G) 4 人 =	(U) 48,000 円
介護分 (S)	12,200 円	× (F) 1 人 =	(V) 12,200 円